

個人情報ファイル簿総括表

所 属 名	
担 当 者 名	
担 当 者 連 絡 先	

整理番号	ファイルの名称	ファイルの利用目的	ファイルに記録されている項目	ファイルの区別 (紙or電子データ)	記録されている本人の人数	※ 自動入力 個人情報ファイル簿or 条例個人情報ファイル簿
	(例) ○○○届出状況ファイル	・統計データの作成に使用する。 ・届出状況の把握に使用する。	届出年月日、氏名又は名称、代表者氏名、住所、メールアドレス	電子データ	5,431	個人情報ファイル簿
	(例) ○○○データベース	・○○の支給に使用する。 ・○○の受給資格調査に使用する。	住所、氏名、生年月日、支給額、支給年月日	紙	600	条例個人情報ファイル簿
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

※1 必要に応じて行を追加してください。

※2 作成日時時点で保有している個人情報ファイルについて回答してください。

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input type="checkbox"/> 個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル
ファイルの名称		
行政機関等の名称		
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

1 写しの作成に要する費用

地方公共団体等 行政文書の種類		写 し の 種 類	費 用
文書、図画又は写真		複写機により複写したもの	1枚当たり 白黒 10円 カラー 30円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを 超えるものは、業者委託の額
フ ィ ル ム	マイクロフィルム	用紙に印刷したものを複写機により複 写したもの	1枚当たり 白黒 10円 カラー 30円 (日本産業規格A3まで)
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	業者委託の額
電磁的記録		用紙に出力したものを複写機により複 写したもの	1枚当たり 白黒 10円 カラー 30円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを 超えるものは、業者委託の額
		録音カセットテープ（120分テープに限 る。）に複写したもの	1巻当たり 90円
		ビデオカセットテープ（VHS方式の 120分テープに限る。）に複写したもの	1巻当たり 160円
		CD-R（700メガバイトまでのもの） に複写したもの	1枚当たり 50円
		DVD-R（4.7ギガバイトのもの） に複写したもの	1枚当たり 60円

注 両面に印刷されたものについては、1ページごとに写しを作成します。

2 写しの送付に要する費用

郵便料金その他の実費額

保有個人情報の訂正を求められた方へ

- 1 提出された保有個人情報訂正請求書の受付の日は、 年 月 日です。
- 2 訂正をするかどうかの決定の通知（以下「訂正等の決定通知」といいます。）は、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に行うことになっています。
- 3 やむを得ない理由により2の期間内に訂正等の決定通知を行うことができない場合は、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して60日以内に限りその期間を延長することがあります。この場合には、決定期間を延長する旨を通知します。
- 4 保有個人情報の事実認定に長期間を要するなどの事務処理上の理由から、訂正等の決定通知に特に長期間を要する場合には、相当の期間を置いて訂正等の決定通知をすることがあります。この場合には、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に、このように取り扱う旨及び延長後の決定通知の期限を通知します。
- 5 訂正決定により訂正をした場合は、その旨を別途通知します。

受付個人情報窓口名	
電 話 番 号	() 内線

保有個人情報の利用停止を求められた方へ

- 1 提出された保有個人情報利用停止請求書の受付の日は、 年 月 日です。
- 2 利用停止をするかどうかの決定の通知（以下「利用停止等の決定通知」といいます。）は、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に行うことになっています。
- 3 やむを得ない理由により2の期間内に利用停止等の決定通知を行うことができない場合は、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して60日以内に限りその期間を延長することがあります。この場合には、決定期間を延長する旨を通知します。
- 4 利用の実態が違法といえるか否かの判断が困難で専門家の意見を聴く必要がある場合など、利用停止等の決定通知に特に長期間を要する場合には、相当の期間を置いて利用停止等の決定通知をすることがあります。この場合には、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に、このように取り扱う旨及び延長後の決定通知の期限を通知します。

受付個人情報窓口名	
電 話 番 号	() 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式（第5の3の(4)、第6の3、第7の3関係）

開示・訂正・利用停止請求処理簿

受付日	年 月 日（来庁・郵送・FAX）		整理番号	年度 —
区分	1 開示請求		2 訂正請求	
請求者	氏名	電話番号		
	住所	〒		
「開示請求に係る保有個人情報」、 「訂正請求の趣旨及び理由」、 「利用停止請求の趣旨及び理由」				
求める開示の実施の方法	1 閲覧・聴取・視聴 2 写しの交付（送付希望 有・無）			
処理期限	年 月 日			
第三者への意見書提出の機会との付与	氏名（名称）	電話番号		
	住所（所在地）	〒		
	照会	照会日	年 月 日	提出期限
	回答	年 月 日	1 支障有り	2 支障なし
	開示決定した旨の通知	年 月 日	（文書番号 第 号）	
期間延長	通知日	年 月 日（文書番号 第 号）		
	延長期限	年 月 日（法第78条、第96条、第103条の特例による期間 年 月 日）		
決定等の状況	決定等の通知	年 月 日（文書番号 第 号）		
	決定等の内容	1 開示 2 一部開示 3 不開示（応答拒否・不存在） 4 取下げ		
		1 訂正 2 一部訂正 3 不訂正 4 取下げ		
	法第78条第1項の該当号	1	2	3
開示の日時及び場所	年 月 日	時 分	開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日
開示の実施	日時・場所・方法	年 月 日 時 分 ～ 時 分 1 閲覧・聴取・視聴 2 写しの交付		
	写しの交付	方法	1 窓口交付 2 送付（年 月 日発送）	
		数量・費用等	円× 枚＝ 円	徴収日
訂正	訂正の実施の通知	年 月 日 （文書番号 第 号）	訂正日	年 月 日
担当課（室・所）				
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

青森県知事



開 示 請 求 事 案 移 送 書

個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次の開示請求について、事案を移送します。

1 開示請求があった年月日	年 月 日	
2 開示請求者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
3 開示請求をされた保有個人情報の名称		
4 移送する理由		
5 担当課（室・所）	電話番号	（ ） 内線
6 備 考		

注 開示請求書及び関係書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



開示請求事案移送済通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の名称	
2 移送をした機関	
3 移送を受けた機関及び担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 移送をした日	年 月 日
5 移送をした理由	
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

注 移送された開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた機関が行います。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

開示決定等を開示請求があった日から30日以内に行う場合

様

青森県知事



開示決定等通知期限延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等通知の期限を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 条例第5条第1項の規定による開示決定等通知の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長後の期限	年 月 日
5 延長の理由	
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

開示決定等を開示請求があった日から30日を超えて行う場合

様

青森県知事



開示決定等通知期限延長通知書
(開示決定等期限延長通知書)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項（個人情報の保護に関する法律第83条第2項）の規定により、次のとおり開示決定等通知の期限（開示決定等の期限）を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 条例第5条第1項の規定による開示決定等通知の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長後の期限	年 月 日
5 延長の理由	
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

開示決定等を開示請求があった日から60日以内に行う場合

様

青森県知事



開示決定等通知期限特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、次のとおり開示決定等通知の期限を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 2のうち開示請求があった日から45日以内に開示決定等通知をする部分	
4 条例第6条の規定を適用する理由	
5 残りの保有個人情報についての開示決定等通知の期限	年 月 日
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

開示決定等を開示請求があった日から60日を超えて行う場合

様

青森県知事



開示決定等通知期限特例延長通知書

（開示決定等期限特例延長通知書）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第6条（個人情報の保護に関する法律第84条）の規定により、次のとおり開示決定等通知の期限（開示決定等の期限）を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 2のうち開示請求があった日から45日以内に開示決定等通知をする部分	
4 条例第6条（法第84条）の規定を適用する理由	
5 残りの保有個人情報についての開示等の決定通知の期限	年 月 日
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容			
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容			
3 開示する保有個人情報の利用目的			
4 保有個人情報の開示の実施方法、日時及び場所（注1）	実 施 方 法	1 閲覧、聴取又は視聴 3 1及び2	2 写しの交付（送付 有 無）
	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
5 写しの送付の準備に要する日数			
6 写しの交付に要する費用			
7 担当課（室・所）	電話番号	（ ）	内線
8 備 考			

注1 記載された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（室・所）へ御連絡ください。
 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
 3 代理人が開示を受ける際には、2の書類等のほか、法定代理人の場合は法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を、本人の委任による代理人の場合は本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容			
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容			
3 開示する保有個人情報の利用目的			
4 保有個人情報の開示の実施方法、日時及び場所（注1）	実施方法	1 閲覧、聴取又は視聴 3 1及び2	2 写しの交付（送付有無）
	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
5 写しの送付の準備に要する日数			
6 写しの交付に要する費用			
7 開示しない部分			
8 7の部分を開示しない理由	法第78条第1項第 号該当 (理由)		
9 7の部分を開示することができる期日及び範囲（注2）	年 月 日 (範囲)		
10 担当課（室・所）	電話番号	()	内線
11 備考			

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 記載された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（室・所）へ御連絡ください。

2 この欄は、開示しない部分について、将来、開示することができる期日が明らかである場合に記入してありますので、当該部分の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。

3 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

4 代理人が開示を受ける際には、3の書類等のほか、法定代理人の場合は法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を、本人の委任による代理人の場合は本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書等を提示し、又は提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 保有個人情報を開示しない理由	法第78条第1項第 号該当 (理由)
4 開示することができる期日及び範囲 (注)	年 月 日 (範囲)
5 担当課(室・所)	電話番号 () 内線
6 備考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 この欄は、開示しない保有個人情報について、将来、開示することができる期日が明らかである場合に記入してありますので、当該保有個人情報の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 年 月 日
号

様

課（室・出先機関の）長



保有個人情報の開示に係る意見について（照会）

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、 年 月 日付で、次のとおり _____ に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに際し参考としたいので、法第86条第1項の規定により _____ の意見を求めます。

なお、意見については、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に記載の上、 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 1の保有個人情報のうち _____ に関する情報	
3 意見書の提出先	
4 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
5 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 年 月 日
号

様

課（室・出先機関の）長 印

保有個人情報の開示に係る意見について（照会）

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、 年 月 日付けで、次のとおり _____ に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありました。

当該保有個人情報のうち次の3に掲げる情報については、開示する必要があると認められるので、法第86条第2項の規定により _____ の意見を求めます。

なお、意見については、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に記載の上、 年 月 日までに提出してくださるようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容		
2 1の保有個人情報のうち _____ に関する情報		
3 2の情報のうち開示する必要があると認められるもの		
4 法第86条第2項第1号又は第2号の適用区分及び当該規定を適用する理由	適用区分	法第86条第2項第 _____ 号に該当する。
5 意見書の提出先		
6 担当課（室・所）	電話番号 ()	内線
7 備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

課（室・出先機関の）長 殿

氏名 〔法人その他の団体 にあつては、名称〕	
住所 〔法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地〕	郵便番号
連絡先	（該当するものを○で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他
	電話番号 ()

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日 付け 第 号 口 頭 で照会のあつた保有個人情報の開示に係る意見について、以下のとおりです。

（該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。）

1 保有個人情報の開示については反対しない。

2 保有個人情報の開示については反対する。

(1) 開示に反対する部分

(2) 開示に反対する具体的理由

様

課（室・出先機関の）長



保有個人情報の開示について（通知）

先に照会しました_____に関する情報が記録されている保有個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定したので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

1 _____に関する情報の内容	
2 1のうち開示する部分	
3 2の部分を開示することとした理由	
4 開示請求に対する開示決定	年 月 日付け 第 号による保有個人情報（開示・一部開示）決定処分
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備 考	

教 示

4に掲げる処分について不服があるときは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

4に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

青森県知事



訂正請求事案移送書

個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次の訂正請求について、事案を移送します。

1 訂正請求があった年月日	年 月 日	
2 訂正請求者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
3 訂正請求をされた保有個人情報の名称		
4 移送する理由		
5 担当課（室・所）	電話番号	（ ） 内線
6 備 考		

注 訂正請求書及び関係書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正請求事案移送済通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 訂正請求をした保有個人情報の名称	
2 移送をした機関	
3 移送を受けた機関及び担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 移送をした日	年 月 日
5 移送をした理由	
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

注 移送された訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた機関が行います。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



訂正決定等通知期限延長通知書
(訂正決定等期限延長通知書)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第9条第2項（個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第94条第2項）の規定により、次のとおり訂正決定等通知の期限（訂正決定等の期限）を延長したので通知します。

1 訂正請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第9条第1項の規定による決定通知の期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
3 延長後の期限	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
4 延長の理由	
5 担当課（室・所）	<p style="text-align: center;">電話番号 () 内線</p>
6 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正決定等通知期限特例延長通知書

(訂正決定等期限特例延長通知書)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第10条（個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第95条）の規定により、次のとおり訂正決定等通知の期限（訂正決定等の期限）を延長したので通知します。

1 訂正請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第10条（法第95条）の規定を適用する理由	
3 延長後の期限	年 月 日
4 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
5 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

指令 第 号
年 月 日

様

青森県知事



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求があった 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部の訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求があった保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 訂正をしない部分	
4 3の部分の訂正をしない理由	
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をしないことと決定したので通知します。

<p>1 訂正請求があった 保有個人情報の内容</p>	
<p>2 保有個人情報の 訂正をしない理由</p>	
<p>3 担当課（室・所）</p>	<p>電話番号 () 内線</p>
<p>4 備 考</p>	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



訂正実施通知書

年 月 日付けで訂正の通知をした保有個人情報については、訂正を実施したので青森県個人情報の保護に関する条例第11条の規定により通知します。

1 訂正の内容	
2 訂正実施年月日	年 月 日
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

青森県知事



訂正実施済通知書

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報について、次のとおり訂正を実施したので個人情報の保護に関する法律第97条の規定により通知します。

1 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 訂正を実施した年月日	年 月 日
4 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
5 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



利用停止決定等通知期限延長通知書
(利用停止決定等期限延長通知書)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第12条第2項（個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第102条第2項）の規定により、次のとおり利用停止決定等通知の期限（利用停止決定等の期限）を延長したので通知します。

1 利用停止請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第12条第1項の規定による決定通知の期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
3 延長後の期限	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
4 延長の理由	
5 担当課（室・所）	<p style="text-align: center;">電話番号 () 内線</p>
6 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



利用停止決定等通知期限特例延長通知書

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第13条（個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第103条）の規定により、次のとおり利用停止決定等通知の期限（利用停止決定等の期限）を延長したので通知します。

1 利用停止請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第13条（法第103条）の規定を適用する理由	
3 延長後の期限	年 月 日
4 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
5 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

<p>1 利用停止請求があった保有個人情報の内容</p>	
<p>2 利用停止の内容</p>	
<p>3 担当課（室・所）</p>	<p>電話番号 () 内線</p>
<p>4 備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報一部利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部の利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求があった保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止をしない部分	
4 3の部分の利用停止をしない理由	
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

<p>1 利用停止請求があった保有個人情報の内容</p>	
<p>2 保有個人情報の利用停止をしない理由</p>	
<p>3 担当課（室・所）</p>	<p>電話番号 () 内線</p>
<p>4 備 考</p>	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

審査請求処理簿

受付日	年 月 日 (来庁・郵送)	整理番号	年度 ー
区分	1 開示決定等 2 訂正決定等 3 利用停止決定等		
審査請求人	氏 名	(未成年者の親権者等・成年後見人・本人の委任による代理人)	
	住 所	〒	
	電 話 番 号	()	
原 処 分 等	年 月 日 (文書番号 第 号)		
	1 開示	2 一部開示	3 不開示 4 不作為
	1 訂正	2 一部訂正	3 不訂正 4 不作為
	1 利用停止	2 一部利用停止	3 利用不停止 4 不作為
審査請求の趣旨			
補 正	補 正 命 令	年 月 日 (文書番号 第 号)	
	補 正 書 提 出	年 月 日	
諮 問	年 月 日 (文書番号 第 号)		
審査会の処理経過			
答 申	年 月 日 (答申 第 号)		
答 申 内 容			
裁 決	裁 決 の 通 知	年 月 日 (指令 第 号)	
	裁 決 の 内 容		
担 当 課	電話番号 () 内線		
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県情報公開・個人情報保護審査会会長 殿

青森県知事



開示決定等
保有個人情報の 開示請求に係る不作為 に対する審査請求について（諮問）

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る不作為）の対象となった保有個人情報の内容

- 2 開示決定等（開示請求に係る不作為）をした具体的理由

- 3 関係書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報開示請求書の写し
 - (3) 開示等の決定通知書の写し
 - (4) 第三者からの意見書の写し
 - (5) 審査請求の対象となった保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（不開示とした部分及びその記載内容が分かるもの）
 - (6) その他必要な書類

担 当 課 名	
電 話 番 号	()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



開示決定等
に対する審査請求に係る諮問実施済通知書
開示請求に係る不作為

開示決定等
次のとおり、保有個人情報の 開示請求に係る不作為 についてなされた審査請求について、
個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の規定により青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 開示決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (開示・一部開示・不開示) 決定処分
2 審査請求に係る 開示決定等の対象と なった保有個人情報の 内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 諮問をした年月日	年 月 日
6 担 当 課	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



開示決定等
に対する審査請求に係る審理手続終結通知書
開示請求に係る不作為

開示決定等
次のとおり、保有個人情報の 開示請求に係る不作為 についてなされた審査請求について、
審理手続が終結したので、個人情報の保護に関する法律第106条第3項において読み替えて適用される行政不服審査法第41条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 開示決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (開示・一部開示・不開示) 決定処分
2 審査請求に係る 開示決定等の対象と なった保有個人情報の 内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 審理手続を終結し た年月日	年 月 日
6 担 当 課	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県情報公開・個人情報保護審査会会長 殿

青森県知事



訂正決定等
保有個人情報の に対する審査請求について（諮問）
訂正請求に係る不作為

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 審査請求に係る訂正決定等（訂正請求に係る不作為）の対象となった保有個人情報の内容

- 2 訂正決定等（訂正請求に係る不作為）をした具体的理由

- 3 関係書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報訂正請求書の写し
 - (3) 訂正決定等の通知書の写し
 - (4) 請求者から提示又は提出された書類等
 - (5) 確認結果記録
 - (6) 審査請求の対象となった保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（不訂正とした部分及びその記載内容が分かるもの）
 - (7) その他必要な書類

担 当 課 名	
電 話 番 号	()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



訂正決定等
に対する審査請求に係る諮問実施済通知書
訂正請求に係る不作為

訂正決定等
次のとおり、保有個人情報の 訂正決定等 についてなされた審査請求について、
訂正請求に係る不作為
個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の規定により青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 訂正決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (訂正・一部訂正・不訂正) 決定処分
2 審査請求に係る 訂正決定等の対象と なった保有個人情報の 内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 諮問をした年月日	年 月 日
6 担 当 課	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正決定等
に対する審査請求に係る審理手続終結通知書
訂正請求に係る不作為

訂正決定等
次のとおり、保有個人情報の 訂正決定等 についてなされた審査請求について、
訂正請求に係る不作為
審理手続が終結したので、個人情報の保護に関する法律第106条第3項において読み替えて適用される行政不服審査法第41条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 訂正決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (訂正・一部訂正・不訂正) 決定処分
2 審査請求に係る 訂正決定等の対象と なった保有個人情報の 内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 審理手続を終結し た年月日	年 月 日
6 担 当 課	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県情報公開・個人情報保護審査会会長 殿

青森県知事



利用停止決定等
保有個人情報の に対する審査請求について（諮問）
利用停止請求に係る不作為

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求に係る不作為）の対象となった保有個人情報の内容

- 2 利用停止決定等（利用停止請求に係る不作為）をした具体的理由

- 3 関係書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報利用停止請求書の写し
 - (3) 利用停止決定等の通知書の写し
 - (4) 確認結果記録
 - (5) 審査請求の対象となった保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（利用不
止とした部分及びその記載内容が分かるもの）
 - (6) その他必要な書類

担 当 課 名	
電 話 番 号	()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



利用停止決定等
に対する審査請求に係る諮問実施済通知書
利用停止請求に係る不作為

利用停止決定等
次のとおり、保有個人情報の についてなされた審査請求について、
利用停止請求に係る不作為
個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の規定により青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したので、同法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 利用停止決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (利用停止・一部利用停止・利用不停止) 決定処分
2 審査請求に係る 利用停止決定等の対 象となった保有個人 情報の内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 諮問をした年月日	年 月 日
6 担 当 課	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



利用停止決定等
に対する審査請求に係る審理手続終結通知書
利用停止請求に係る不作為

利用停止決定等
次のとおり、保有個人情報の 利用停止請求に係る不作為 についてなされた審査請求について、
審理手続が終結したので、個人情報の保護に関する法律第106条第3項において読み替えて適用される行政不服審査法第41条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 利用停止決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (利用停止・一部利用停止・利用不停止) 決定処分
2 審査請求に係る 利用停止決定等の対 象となった保有個人 情報の内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 審理手続を終結し た年月日	年 月 日
6 担 当 課	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

苦 情 申 出 処 理 簿

（実施機関が取り扱う個人情報）

受 付 日	年 月 日			
受 付 の 区 分	1 来庁	2 電話	3 その他（ ）	
受 付 者	課（室）所名		職氏名	
	電話番号 （ ）		内線	
苦 情 の 申 出 者	氏 名（ 名 称 ）		連 絡 先	
	住 所		電 話 番 号	
苦 情 の 申 出 に 係る個人情報の 担 当 課 等				
苦 情 の 申 出 の 内 容				
苦 情 の 申 出 に 対する処理内容				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。